

答申第779号
令和元年10月15日

神戸市長 久元喜造 様



神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、令和元年10月15日付け神戸市長
広聴第355号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

KOBE ぽすとアンケート機能の活用による『神戸市ネットモニター』の実施について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 既に導入している情報共有アプリ「KOBE ぽすと」のシステムにアンケート管理等の機能を追加して、「神戸市ネットモニター」をシステム化することは、モニター登録数の増加が見込まれ、効率的な市民意見の把握や、効果的な市政情報の発信に寄与することから、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

KOBE ぽすとアンケート機能の活用による
『神戸市ネットモニター』の実施について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 779

_____ 下線部は今回追加項目

【情報共有アプリ「KOBE ぽすと」登録項目】

利用者情報

- ・氏名 (カナ含む)
- ・住所
- ・電話番号
- ・性別
- ・誕生年
- ・職業 (選択式)
- ・ID
- ・パスワード
- ・勤務先/通学先の区名
- ・メールアドレス
- ・ニックネーム

投稿内容情報

- ・投稿区分
- ・投稿内容
- ・位置情報
- ・写真
- ・投稿者のニックネーム

【ネットモニター登録項目】

- ・電子メールアドレス
- ・氏名
- ・ふりがな
- ・性別 (男性・女性)
- ・生年月日
- ・郵便番号
- ・住所
- ・勤務先、または在学する学校の所在する区
- ・電話番号 (日中連絡のとりやすい電話番号)
- ・ニックネーム
- ・職業 (選択式の登録項目)

※選択項目 (フルタイム、アルバイト・パート (契約・派遣含む)、自営業・自由業、家事専業、学生、無職、その他)